

# 中空知地域公共交通計画（素案）

令和5年5月

中空知地域公共交通活性化協議会

# 目 次

1	はじめに	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の区域	1
(3)	計画の期間	1
2	関係法令、上位・関連計画と本計画の位置付け	2
(1)	関係法令	2
(2)	上位・関連計画	3
(3)	地域公共交通計画の位置付け及び本地区における公共交通の位置付け	14
3	地域の概況	16
(1)	地勢・地理	16
(2)	社会状況	17
(3)	公共交通の現状	24
4	地域の移動特性・ニーズ	47
(1)	本地区を中心とした移動状況	47
(2)	公共交通に係る各種調査結果の整理	49
5	各種調査結果から抽出された課題の整理	81
(1)	中空知地域公共交通ネットワークに係る課題	81
6	基本的な方針及び計画の目標	82
(1)	求められる公共交通の役割及び課題から導き出される将来像・基本方針	82
(2)	公共交通の維持・確保の方針	83
7	目標を達成するための施策・事業	88
(1)	目標に基づく施策	88
8	計画の進捗管理及び管理体制	92
(1)	評価指標の設定	92
(2)	計画の進捗管理体制	94
(3)	評価・検証に向けたPDCAサイクルの構築	95
(4)	今後の協議会の開催スケジュール(案)	96
	付属資料	97

# 1 はじめに

## (1) 計画策定の趣旨

中空知地域は、石狩川と空知川の流域地帯に位置し、肥沃な大地や水資源に恵まれ、国立公園や道立自然公園を有する自然豊かな地域であるとともに、地震や風水害などの災害が少なく、地域内にはＪＲや国道、道央自動車道が接続しており、道央・道北・道東を結ぶ交通の要衝となっています。

かつては産炭地域として多くの人口を抱えていましたが、炭鉱の閉山などにより人口が大きく減少を続けており、直近の令和２（２０２０）年国勢調査による人口は 78,229 人で、前回の平成 27（2015）年国勢調査と比較して、6,438 人の減少となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後も人口減少の傾向は継続し、令和 7（2025）年には 70,616 人となることが予想されています。

高齢者数は年々減少傾向にありますが、これを超える速度で生産年齢人口（15～64 歳人口）の減少が見込まれ、高齢化率は上昇傾向となっており、今後、家族等による自主的な送迎が困難になることが予想されます。

本地域内を運行する公共交通は、札幌や旭川等他地域への広域交通として、鉄道のＪＲ函館本線・根室本線、都市間バスである高速たきかわ号・ふらの号が運行されているほか、通学や通院などを中心とした日常生活に直結した公共交通として、北海道中央バス株式会社及び空知中央バス株式会社が運行する一般バス路線、各市町が独自に運行するバスや乗合タクシーなどの公共交通が運行されています。

しかし、平成 28（2016）年にＪＲ根室本線が北海道旅客鉄道株式会社により「当社単独では維持することが困難な線区」と位置付けられているほか、令和 4（2022）年 9 月末には、利用者の減少や運転手不足などにより、北海道中央バス株式会社の上砂川線及び滝川浦臼線が廃止となるなど、公共交通を巡る状況は厳しさを増しています。

また、慢性的な運転手不足や、新型コロナウイルス感染症の影響による需要回復の遅れなどにより、交通事業者の経営は極めて厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、地域住民の生活を支え、持続可能な将来の交通体系を構築するため、地域公共交通のマスタープランとなる「中空知地域公共交通計画」を策定します。

## (2) 計画の区域

本計画の対象区域は、空知総合振興局管内のうち、中空知 9 市町（芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町及び雨竜町）とします。

## (3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度の 5 ケ年とします。

## 2 関係法令、上位・関連計画と本計画の位置付け

本計画は、公共交通に係る法律や指針の他、上位・関連計画として国・北海道、各市町が策定しているまちづくりに関する計画等と整合性を図りながら策定します。

### (1) 関係法令

#### 1) 交通政策基本法（平成 25 年 12 月施行）

同法では、交通が担うべき役割などが示されており、特に地方公共団体が行うべき施策として「まちづくりその他の観点を踏まえた、施策間の相互連携」が示されています。

基本的認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通の果たす機能               <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の自立した生活の確保</li> <li>・活発な地域間交流・国際交流</li> <li>・物資の円滑な流通</li> </ul> </li> <li>○国民等の交通に対する基本的需要の充足が重要</li> </ul>
交通の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通機能の確保・向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化の進展等に対応しつつ、地域の活力の向上などに寄与</li> </ul> </li> <li>○環境負荷の低減、様々な交通手段の適切な役割分担と連携、交通の安全の確保</li> </ul>
地方公共団体の施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然的経済的社会的諸条件に応じた交通に関する施策を総合的かつ計画的に実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりその他の観点を踏まえた、施策間の相互連携</li> </ul> </li> </ul>

#### 2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年 5 月施行、令和 2 年 11 月一部改正）

同法では、地域公共交通計画の策定にあたって「まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成」が求められるとともに、持続可能な地域公共交通の構築に向け、「地域における輸送資源の総動員」による地域公共交通の維持・確保に向けた具体策を盛り込むことができるようになりました。

改正の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域が自らデザインする地域の交通               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体による「地域公共交通計画」の作成                   <ul style="list-style-type: none"> <li>-地方公共団体による地域公共交通計画作成が努力義務化</li> <li>-バス・タクシー等の従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用旅客有償運送、福祉輸送、スクールバス等）も計画に位置付け、きめ細やかに対応（情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮）</li> <li>-定量的な目標（利用者数、収支等）の設定、毎年度の評価等、データに基づくPDCAを強化</li> </ul> </li> <li>・地域における協議の促進</li> </ul> </li> <li>○地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>-様々な補助メニューや制度を創設</li> </ul> </li> <li>・輸送資源の総動員による移動手段の確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>-地域に最適な旅客運送サービスの継続（地域旅客運送サービス継続事業）</li> <li>-自家用有償旅客運送の実施の円滑化</li> <li>-貨客混載に係る手続の円滑化</li> </ul> </li> <li>・既存の公共交通サービスの改善の徹底               <ul style="list-style-type: none"> <li>-利用者目線による路線の改善、運賃の設定（地域公共交通利便増進事業）</li> <li>-Ma a Sの円滑な普及促進に向けた措置</li> </ul> </li> </ul>
-------	---

(2) 上位・関連計画

1) 国が策定している上位・関連計画

計画名・年次	計画内容
<p>○第2次交通政策基本計画 -令和3(2021)年度から 令和7(2025)年度</p>	<p>■基本の方針A 誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要不可欠な交通の維持・確保 目標①：地域が自らデザインする、持続可能で、多様かつ質の高いモビリティの実現 ・地域公共交通の維持確保の取組 ・新型コロナの影響を踏まえた支援 ・多様なニーズに応えるタクシー運賃 等 目標②：まちづくりと連携した地域構造のコンパクト・プラス・ネットワーク化の推進 ・まちづくりと公共交通の連携強化 ・徒歩、自転車も含めた交通のベストミックス実現 等 目標③：交通インフラ等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 ・バリアフリー整備目標の実現(旅客施設、車両等) 等 目標④：観光やビジネスの交流拡大に向けた環境整備 ・地域での快適な移動環境整備 等</p> <p>■基本の方針B 我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化 目標①：人・モノの流動の拡大に必要な交通インフラ・サービスの拡充・強化 ・コロナ禍での航空ネットワークの維持 等 目標②：交通分野のデジタル化の推進と産業力の強化 ・交通関連情報のデータ化・標準化 等 目標③：サプライチェーン全体の徹底した最適化等による物流機能の確保 ・物流ネットワークの構築 等</p> <p>■基本の方針C 災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現 目標①：災害リスクの高まりや、インフラ老朽化に対応した交通基盤の構築 ・インフラ・車両・設備の老朽化対策 等 目標②：輸送の安全確保と交通関連事業を支える担い手の維持・確保 ・交通事業の働き方改革推進による人材の確保・育成 等 目標③：運輸部門における脱炭素化等の加速 ・公共交通の利用促進(MaaS普及等) 等</p>

2) 北海道が策定している上位・関連計画

計画名・年次	計画内容
<p>○北海道総合計画 -平成 28 (2016) 年度から 令和 7 (2025) 年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域で互いに支え合うまちづくりの推進</li> <li>○買い物支援や安否確認のモデルの幅広い発信</li> <li>○日常生活に必要な生活交通の確保</li> <li>○街並み・景観への配慮や脱炭素化、エネルギーの地産地消、資源の域内循環などの取組との連携</li> <li>■個性と魅力を活かし様々な連携で進める地域づくり</li> <li>○広域連携を支える交通・情報ネットワークの形成</li> <li>■連携と交通を支える総合的な交通ネットワークの形成</li> <li>○鉄道、航空路、航路といった基幹的な交通ネットワークや交通基盤の充実</li> <li>○高規格道路の整備</li> <li>○高速交通体系の形成促進</li> <li>○幹線やラストワンマイルでの共同輸送などの物流効率化の促進</li> <li>○交通・物流を担う人材の確保・育成</li> <li>○道路網や都市内交通環境の充実</li> <li>○国をはじめ市町村や交通事業者等と緊密に連携し、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築</li> <li>○感染症対策を取り入れた移動における感染リスクの低減</li> <li>○公共交通機関の安全性や感染症対策の状況を正確に利用者に伝達</li> <li>○交通インフラ整備と自動運転やMa a S等との連動</li> <li>○交通事業者をはじめとする幅広い関係者が相互に連携・協力できる環境を整備</li> </ul>
<p>○第 2 期北海道創生総合戦略 -令和 2 (2020) 年度から 令和 6 (2024) 年度</p>	<p>2 人口減少下においても、幸せに暮らし続けることのできる社会 (3) 主な施策</p> <p>③ 地域を支える持続的な交通ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の交通手段として必要不可欠な鉄道やバス、離島航路・航空路などを維持・確保するため、国や市町村との役割分担のもと、必要な支援措置を講ずる。</li> <li>・集落の維持・活性化に資するコミュニティバスなど地域の実情に応じた地域交通の確保のための取組を促進する。</li> </ul>
<p>○北海道交通政策総合指針 -平成 30 (2018) 年度から 令和 12 (2030) 年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■シームレス交通戦略</li> <li>○地域の課題解決に向けた交通事業者、行政、住民など関係者による強力なタッグチーム</li> <li>○関係者が一体となった最適な交通ネットワークの構築</li> <li>○持続的な鉄道網の確立</li> <li>○使いやすさと分かりやすさ、快適さを追求した公共交通</li> <li>○公共交通を大切に考える考えとその行動力で地域を守る</li> <li>■地域を支える人・モノ輸送戦略</li> <li>○地域とともに創る生活交通ネットワーク</li> <li>○輸送事業者や地域と連携した輸送の「共同化」「効率化」の促進</li> <li>○多様な人材の確保・育成</li> <li>■インバウンド加速化戦略</li> <li>○全道各地をスムーズにつなぐ交通ネットワーク</li> <li>○空港や駅からの交通アクセスの整備等による全道周遊の促進</li> </ul>

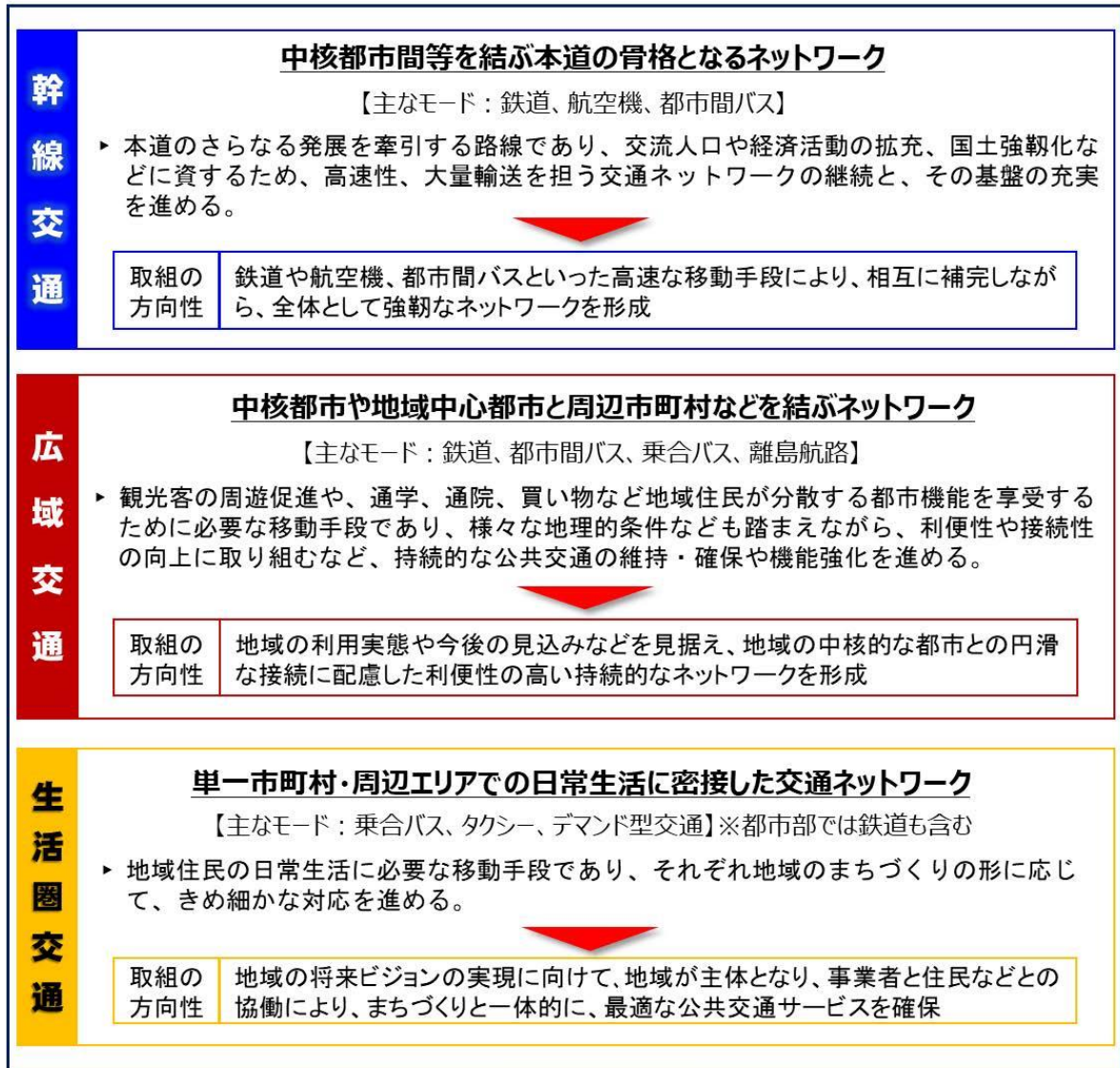
計画名・年次	計画内容
<p>○北海道交通政策総合指針 重点戦略 -令和3（2021）年度から 令和7（2025）年度</p>	<p>Ⅱ ポストコロナを見据えた重点戦略 1 シームレス交通戦略 具体的な取組－利用促進 ■地域公共交通計画策定に向けた検討・協議 ・従来の公共交通サービスに加え、福祉輸送やスクールバス等の地域の多様な輸送資源を活用した移動手段の確保に向け、国や道、市町村、地域の交通事業者が連携、検討・協議しながら、住民の移動ニーズを踏まえた「地域公共交通計画」の策定を進める。</p>
<p>○北海道 新広域道路交通ビジョン・計画 -令和3（2021）年から 概ね20～30年間</p>	<p>○札幌都心部における交通拠点を整備するとともに、圏域中心都市や地方部の市街地における交通結節機能の強化 ○周遊観光の促進や物流の効率化を図るため、道の駅等を活用した輸送拠点を構築 ○多様なデータの蓄積・活用による道路交通に関連する課題の解消に向けた取組の高度化 ○新たな技術とインフラ整備を連動させた交通マネジメントの高度化</p>
<p>○新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針 -平成29（2017）年度から 令和9（2027）年度</p>	<p>4) 地域の特色を活かした産業の活性化 ○食や自然環境など豊富な資源を活かした滞在交流型の観光地づくり 5) グローバル化に対応した活力ある社会の構築 ○協働によるまちづくりの推進と地域の可能性を広げるICTの活用 ○個性と魅力を活かし様々な連携で支え合う地域づくり 6) 持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備 ○連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成</p>
<p>○第5期北海道観光のくにづくり行動計画 -令和3（2021）年度から 令和7（2025）年度</p>	<p>第4 北海道観光が将来的にめざす姿 ○誰もが安全・安心・快適に滞在 ◆道内観光地間を快適に移動できる二次交通 ◆多言語・多様な媒体での迅速かつ正確な情報発信 第6 施策展開の方向性及び各施策 2 量×質の追求 (5) AI、IoT等先端技術導入による観光産業の収益構造の改善 ○MaaS等シームレス交通の全道展開 5 観光インフラの強靱化 (1) 広域観光の拠点としての道内空港等の利活用 ○MaaS等シームレス交通の全道展開 ○広域連携・周遊観光の促進</p>
<p>○第11次北海道交通安全計画 -令和3（2021）年度から 令和7（2025）年度</p>	<p>第2部 講じようとする施策 第1章 道路交通の安全 1 道路交通環境の整備 (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備 (5) 高齢者等の移動手段の確保・充実 (11) 交通需要マネジメントの推進 ア 公共交通機関利用の促進 3 安全運転の確保 (1) 運転者教育等の充実 カ 高齢運転者対策の充実</p>

### 3) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）

計画名・年次	計画内容
○芦別都市計画 -令和元（2019）年度から 令和12（2030）年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芦別都市計画区域（芦別市の一部）が範囲</li> <li>・公共交通の利用促進のため、パークアンドライドを推進するとともに、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める</li> </ul>
○赤平都市計画 -令和3（2021）年度から 令和12（2030）年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤平都市計画区域（赤平市の一部）が範囲</li> <li>・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の機能確保に努める</li> <li>・JR根室本線赤平駅の駅前広場、JR根室本線茂尻駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する</li> </ul>
○滝川都市計画 -令和元（2019）年度から 令和12（2030）年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滝川都市計画区域（滝川市の一部、新十津川町の一部）が範囲</li> <li>・鉄道やバスの公共交通体系の変化が想定されることから、公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める</li> <li>・JR函館本線の滝川駅に駅前広場を配置しており、交通結節点機能を確保する</li> </ul>
○砂川都市計画 -令和元（2019）年度から 令和12（2030）年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂川都市計画区域（砂川市の一部）が範囲</li> <li>・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備を進める</li> <li>・JR函館本線砂川駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する</li> </ul>
○歌志内都市計画 -令和元（2019）年度から 令和12（2030）年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歌志内都市計画区域（歌志内市の一部）が範囲</li> <li>・公共交通の利用促進のために、沿線の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める</li> </ul>
○美唄奈井江都市計画 -令和元（2019）年度から 令和12（2030）年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美唄奈井江都市計画区域（美唄市の一部、奈井江町の一部）が範囲</li> <li>・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備を進める</li> <li>・JR函館本線美唄駅の駅前広場及びJR函館本線奈井江駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する</li> </ul>



＜北海道型公共交通ネットワークの基本イメージ＞



幹線交通、広域交通、生活圏交通の3つの階層を基本に、一定の地理的範囲として「道央・道南」、「道北」、「道東」の3つの交通ネットワーク形成圏を設定

出典：北海道総合政策部「北海道交通政策総合指針

(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/H29\_shishinsakutei.html)」

図 2-2 北海道交通政策総合指針に示される北海道型公共交通ネットワークの基本イメージ

#### 4) 市町が策定している上位・関連計画

##### ① 芦別市

計画名・年次	分野	計画内容
①第6次芦別市総合計画 -令和2(2020)年度から 令和11(2029)年度 ②第2期芦別市まち・ひと・ しごと創生総合戦略 -令和2(2020)年度から 令和6(2024)年度 ③芦別市都市計画マスタープラン -令和5(2023)年度から 令和24年(2042)度 ④芦別市地域公共交通計画 -令和5(2023)年度から 令和14(2032)年度	まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体と連携・協力したJR根室線の維持・存続に向けた取り組み(①、②)</li> <li>・運行事業者に対する支援を継続し、日常的な市民生活の足であるバス路線の維持・確保(①、②)</li> <li>・交通拠点へのアクセス性を向上させた公共交通機関ネットワーク(③)</li> <li>・利用者との協働による移動手段の確保(④)</li> <li>・公共交通を維持する仕組みの構築(④)</li> <li>・公共交通の利用促進(④)</li> </ul>
①第8期芦別市高齢者保健福祉計画・芦別市介護保険事業計画 -令和3(2021)年度から 令和5(2023)年度	医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者芦別温泉等利用券等交付事業により、高齢者の社会参加と交流の機会を提供し、健康の増進と身体機能の回復を促進(①)</li> </ul>
①第6次芦別市総合計画 -令和2(2020)年度から 令和11(2029)年度 ②第2期芦別市まち・ひと・ しごと創生総合戦略 -令和2(2020)年度から 令和6(2024)年度	子育て・教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種の助成制度、補助制度などを実施し、道立高校の入学生を確保するための支援(①)</li> <li>・妊産婦安心出産支援としての交通費支援(②)</li> </ul>

##### ② 赤平市

計画名・年次	分野	計画内容
①第6次赤平市総合計画 -令和2(2020)年度から 令和11(2029)年度 ②第2期赤平市しごと・ひと・ まち創生総合戦略 -令和2(2020)年度から 令和6(2024)年度 ③赤平市都市計画マスタープラン -令和3(2021)年度から 令和22(2040)年度 ④赤平市地域公共交通計画 -令和4(2022)年度から 令和8(2026)年度	まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の交通手段であるJR根室線とバス路線の確保を事業者に対して積極的に要望(①)</li> <li>・高齢化の進行等による、利用者環境の変化に対応した、新たな地域公共交通のあり方の検討・推進(①、②、③)</li> <li>・市民の日常生活を支える公共交通の確保のため、鉄道やバスなど民間事業者による公共交通の維持(①)</li> <li>・地域交流を支える交通拠点の整備(③)</li> <li>・中心市街地と各地区中心部を結ぶ土地利用と連動した公共交通の充実(③)</li> <li>・既存の公共交通及び送迎交通の維持・存続(④)</li> <li>・新たな公共交通の創出による公共交通利便性の向上(④)</li> <li>・モビリティマネジメントの推進(④)</li> </ul>
①第8期赤平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 -令和3(2021)年度から 令和5(2023)年度	医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者を対象に赤平市保養センターエルム高原温泉「ゆったり」の利用回数券(保養サービス券)を交付し、健康増進、閉じこもりの予防(①)</li> </ul>
①第6次赤平市総合計画 -令和2(2020)年度から 令和11(2029)年度 ②赤平市地域公共交通計画 -令和4(2022)年度から 令和8(2026)年度	子育て・教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校等に在籍している生徒の通学費等の一部を助成するための支援金を交付(①)</li> <li>・子どもへのモビリティマネジメントの推進(②)</li> </ul>

### ③ 滝川市

計画名・年次	分野	計画内容
①滝川市総合計画 -令和5（2023）年度から 令和14（2032）年度 ②滝川市都市計画マスタープラン -平成23（2011）年度から 令和12（2030）年度 ③滝川市立地適正化計画 -令和5（2023）年度から 令和24（2042）年度	まち づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採算性や利便性を考慮しながら市民生活にとって必要な都市機能と居住を結ぶ公共交通の維持確保に努める（①）</li> <li>・鉄道については、北海道旅客鉄道株式会社の経営状況による線区の見直し議論などを注視しながら、沿線等市町と連携した取組を推進（①）</li> <li>・公共交通の利便性促進、自転車利用の促進、エコカーの導入促進、既存施設等の資源の有効活用などにより、地球環境にやさしい低炭素型都市の形成を目指す（②）</li> <li>・滝川市街地を循環するバス路線のより効果的な運行体制の検討を進めるとともに、江部乙・東滝川においてはデマンド交通等、これからの住民生活に適した移動手段の検討を進め、公共交通ネットワークの維持・確保を図る（③）</li> <li>・都市機能を享受するために必要な公共交通を維持・確保していくため、公共交通への転換や利用促進を図る取組を進める（③）</li> <li>・鉄道や広域路線バスは、中空知圏の通勤・通学、業務、観光等を支える広域公共交通の機能を有することから、周辺市町や交通事業者と協議・調整を行い、住民生活を踏まえた効果的な路線や便数の確保を図る（③）</li> <li>・広域交通と市内交通の乗り継ぎがしやすいよう、市内路線バスとのダイヤ調整を行う等、利用しやすい環境整備を進める（③）</li> </ul>
①第8期滝川市高齢者保健福祉計画・滝川市介護保険事業計画 -令和3（2021）年度から 令和5（2023）年度	医療・ 福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老特別乗車証の利用実態把握に努め、高齢者の買い物・通院など日常生活における外出支援策として引き続き事業を継続し、高齢化による対象人口や高齢ドライバーの増加など、社会情勢の変化を踏まえ、事業内容の見直しについても検討（①）</li> </ul>

#### ④ 砂川市

計画名・年次	分野	計画内容
①第7期砂川市総合計画 -令和3(2020)年度から 令和11(2029)年度 ②第3期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和3(2021)年度から 令和7(2025)年度 ③砂川市都市計画マスタープラン -令和3(2021)年度から 令和12(2030)年度	まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活を支える公共交通の維持確保に取り組むとともに、利用促進に向けた利便性の向上と情報発信に努める(①)</li> <li>・市民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、自宅から市街地の間を移動する予約型乗合タクシーを運行(②)</li> <li>・地域公共交通の確保や、災害対策の実施、デジタル化の推進により、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進(②)</li> <li>・公共交通の利用促進のため、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を推進(③)</li> <li>・駅周辺は広域交通拠点としてアクセス・回遊性の改善を図るとともに、都市の顔としての景観形成や公共交通の利用促進による二酸化炭素の排出抑制に配慮した整備を図る(③)</li> </ul>
①第8期砂川市高齢者保健福祉計画・砂川市介護保険事業計画 -令和3(2021)年度から 令和5(2023)年度	医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通サービスの利用促進(①)</li> <li>・敬老助成券交付事業(①)</li> </ul>
①第2期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和3(2021)年度から 令和7(2025)年度	子育て・教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陣痛が起きた際の妊婦の不安を解消するため、陣痛時に自宅(実家)から産院まで365日24時間優先してタクシーを配車するとともに、タクシーの利用料金の全額を助成し、経済的負担の軽減(①)</li> </ul>

#### ⑤ 歌志内市

計画名・年次	分野	計画内容
①歌志内市総合計画 -平成28(2016)年度から 令和7(2025)年度 ②歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和2(2020)年度から 令和6(2024)年度 ③歌志内市都市計画マスタープラン -令和3(2021)年度から 令和22(2040)年度 ④歌志内市立地適正化計画 -令和4(2022)年度から 令和22(2040)年度	まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内運行バス路線について、利用頻度や必要に応じた運行時間、運行回数の調整について、バス事業者と協議(①)</li> <li>・効率的な運行体制を検討しながら、路線の維持・存続(①、③)</li> <li>・居住地区及び小さな拠点間の市民の移動を支援するため、現状の路線バス交通と併せ、新しい公共交通サービスについて研究(②、③)</li> <li>・市民同士のライドシェアについて研究し、実証実験を検討(②)</li> <li>・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成・整備(③)</li> <li>・各拠点間のアクセス及び各拠点と周辺市町とのアクセスを確保するための公共交通ネットワークの充実(④)</li> </ul>
①第8期歌志内市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 -令和3(2021)年度から 令和5(2023)年度	医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に対し、日常生活の利便性の向上と社会活動の拡大を支援するため、利用者1人あたり年間6,000円を限度としてサービス券を交付(①)</li> </ul>
①歌志内市総合計画 -平成28(2016)年度から 令和7(2025)年度 ②歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和2(2020)年度から 令和6(2024)年度	子育て・教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校等就学支援事業を継続し、教育費に関する保護者負担軽減(①、②)</li> </ul>

## ⑥ 奈井江町

計画名・年次	分野	計画内容
①奈井江町第6期まちづくり計画 -令和2(2020)年度から 令和6(2024)年度 ②第2期奈井江町まち・ひと・ しごと創生総合戦略 -令和2(2020)年度から 令和6(2024)年度 ③奈井江町都市計画マスタープラン -令和3(2021)年度から 令和22(2040)年度	まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関の充実(①)</li> <li>・農村地域における生活交通手段の確保に向けた、乗合タクシーの運行費助成(①)</li> <li>・住民生活に必要な地域公共交通機関網の維持(①)</li> <li>・JRや中央バスなど公共交通機関の利便性確保(①)</li> <li>・多世代共生型地域公共交通の確立(②)</li> <li>・公共交通の乗継拠点の整備(③)</li> </ul>
①奈井江町第6期まちづくり計画 -令和2(2020)年度から 令和6(2024)年度	医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の知的障がいのある人や精神障がいのある人の施設通所に対する交通費支援(①)</li> </ul>
①奈井江町第6期まちづくり計画 -令和2(2020)年度から 令和6(2024)年度 ②第2期奈井江町子ども・子育て支援事業計画 -令和2(2020)年度から 令和6(2024)年度	子育て・教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ことばの教室の通室に係る保護者負担を軽減するための交通費支援(①、②)</li> </ul>

## ⑦ 上砂川町

計画名・年次	分野	計画内容
①第7期上砂川町総合計画後期基本計画 -令和3(2021)年度から 令和6(2024)年度 ②上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画 -令和3(2021)年度から 令和7(2025)年度	まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線維持と代替交通の充実化(①)</li> <li>・民間バス会社への便数確保の要請及び助成(②)</li> <li>・乗合タクシー事業による生活交通の確保(①、②)</li> </ul>
①第7期上砂川町総合計画後期基本計画 -令和3(2021)年度から 令和6(2024)年度 ②上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画 -令和3(2021)年度から 令和7(2025)年度	医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の精神障がい等のある方の施設通所に対し交通費助成(①)</li> <li>・高齢者の運転免許自主返納支援(①、②)</li> </ul>
①第7期上砂川町総合計画後期基本計画 -令和3(2021)年度から 令和6(2024)年度 ②上砂川町子ども・子育て支援事業計画 -令和2(2020)年度から 令和6(2024)年度	子育て・教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ことばの教室交通費助成事業の推進(①、②)</li> </ul>

### ⑧ 浦臼町

計画名・年次	分野	計画内容
①第4次浦臼町総合振興計画 -令和2(2020)年度から 令和6(2024)年度	まちづくり	・公共交通空白地域を解消する公共交通体系の確立(①) ・公共交通の維持及び利便性の向上(①)
①第4次浦臼町総合振興計画 -令和2(2020)年度から 令和6(2024)年度 ②浦臼町子ども・子育て支援事業計画 -令和2(2020)年度から 令和6(2024)年度	子育て・教育	・保護者負担軽減対策の充実として、高等学校通学等支援助成金を交付(①、②) ・障がい児施設への通園支援(①、②)

### ⑨ 雨竜町

計画名・年次	分野	計画内容
①雨竜町振興基本計画 -平成28(2016)年度から 令和7(2025)年度 ②第2期雨竜町総合戦略 -令和2(2020)年度から 令和6(2024)年度 ③雨竜町地域公共交通計画 -令和4(2022)年度から 令和8(2026)年度	まちづくり	・近隣市町との連携による路線バスの運行継続の維持(①) ・交通手段の確保(①、②) ・周辺市町へのアクセス維持による交通弱者の視点に立った交通政策の推進(③) ・町内をはじめ他市町への移動が可能な地域公共交通ネットワークの形成(③) ・地域公共交通の認知向上(③) ・地域公共交通の利用促進(③)
①雨竜町振興基本計画 -平成28(2016)年度から 令和7(2025)年度	医療・福祉	・高齢者の買い物や通院等の足の確保に向けた、シルバータクシー助成事業の継続(①) ・高齢者の運転免許証返納奨励策の実施(①)

5) 隣接する地域の関連計画

計画名・年次	計画内容
<p>○北空知4町地域公共交通計画 -令和4（2022）年度から 令和8（2026）年度</p>	<p>将来像「次世代につながる最適な公共交通網の構築」 基本方針①：利便性を確保した合理化等の実施による持続的な公共交通の確保 目標①：多様な目的へ対応し、利便性の向上及び目的地までの速達性に配慮した広域交通の確保 ⇒JR函館本線・留萌本線、高速るもい号、留萌旭川線について整理 目標②：利便性の高い生活移動の実現に向け、最適化を図った持続可能な地域間交通の確保 ⇒沼田線、深滝線、北竜線、拠点形成について整理 目標③：地域内での生活を豊かにする生活圏交通の確保 ⇒計画対象地域内の移動について整理 基本方針②：公共交通の利用促進・持続性の確保 目標④：公共交通を住民及び来訪者に知ってもらう、使ってもらうための利用促進策の展開 ⇒情報提供体制、運賃助成事業及びICTモビリティサービスの検討について整理</p>

※さっぽろ連携中枢都市圏における広域的な地域公共交通計画は令和5（2023）年度に策定予定

### (3) 地域公共交通計画の位置付け及び本地域における公共交通の位置付け

#### 1) 位置付け

本計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画として策定します。関係法令や上位・関連計画の内容を踏まえた本計画の位置付けは以下のとおりです。

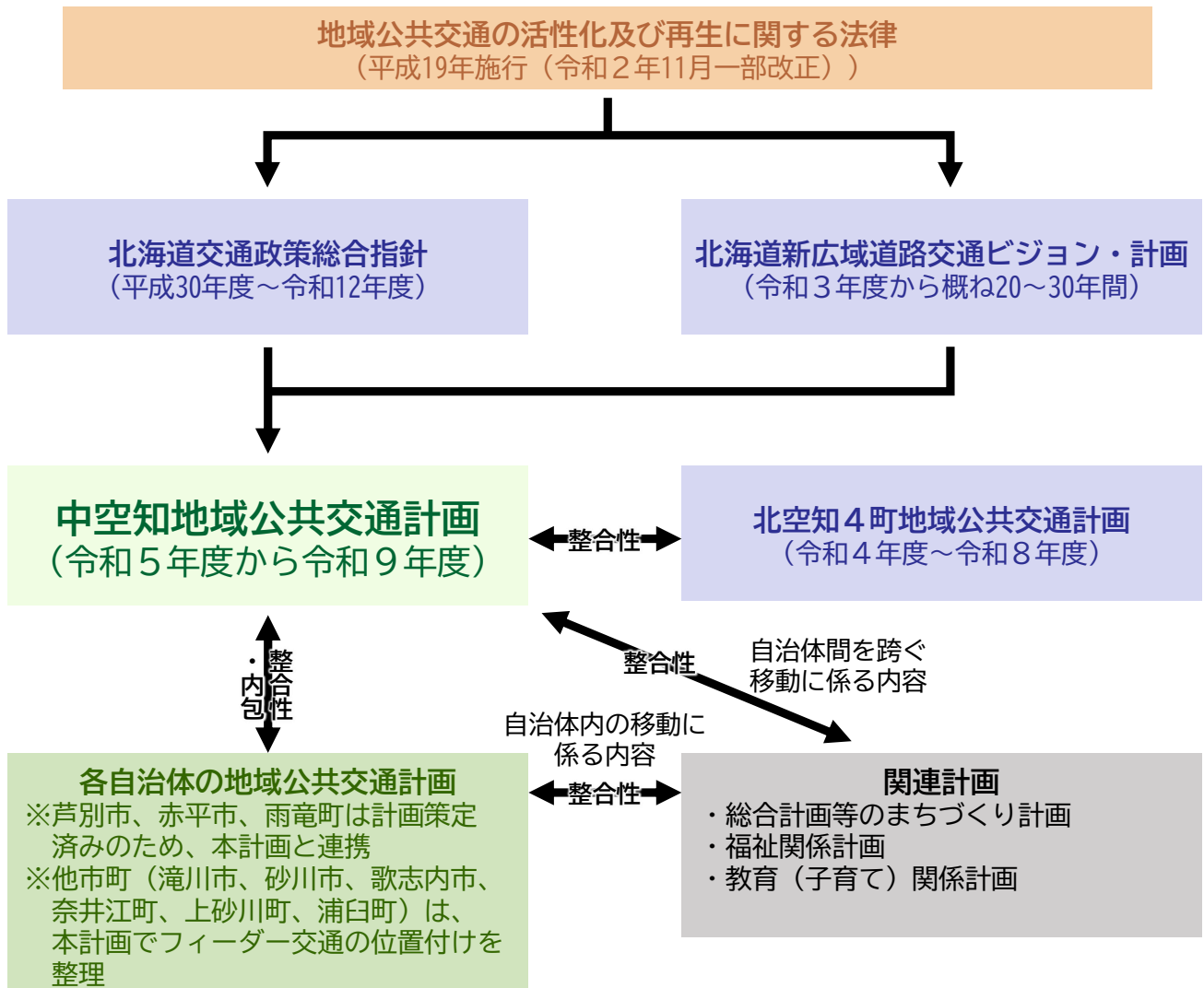
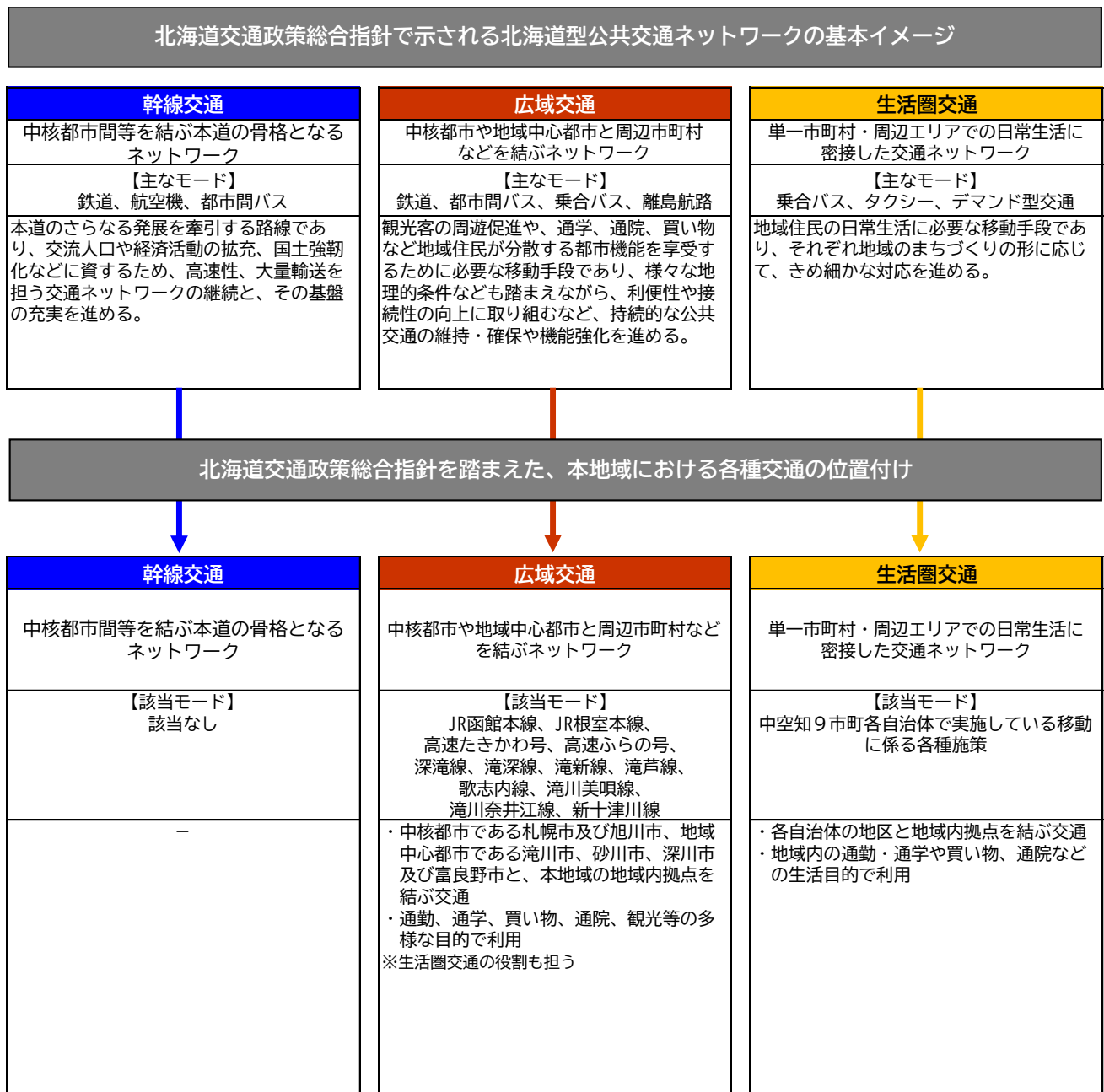


図 2-3 中空知地域公共交通計画の位置付け



2) 求められる公共交通の役割を踏まえた、本地域における公共交通の位置付け

関係法令、上位・関連計画の内容を踏まえた本地域における公共交通の位置付け及び該当する公共交通を以下のとおりとします。



出典：北海道総合政策部「北海道交通政策総合指針」  
([https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/H29\\_shishinsakutei.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/H29_shishinsakutei.html)) を参考に作成

図 2-4 本地域における公共交通の位置付け